

縦覧用

平成24年3月22日、第8回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

16番	金刺健四郎
-----	-------

附議した案件

- 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 7 号 現況証明願いについて
議案第 3 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 9 号 町長の権限に属する事務の一部の事務委任について
議案第 4 0 号 中標津町農業委員会会長専決規程の一部改正について
議案第 4 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について
報告第 2 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 2 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について
報告第 2 3 号 農業経営改善計画認定について
報告第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による申請許可に対する専決処分について

本日出席した職員

事 務 局 長	原 田 武 志
農地係長・庶務係長	若 森 修 二
農 地 主 査	吉 田 佳 弘
係	本 間 光 代

（開 会 1 3 時 3 0 分）

- 議 長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 1 7 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 8 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1 5 番 纓 坂 尚 久 委員
1 8 番 戸 田 重 勝 委員
以上、2 名を指名致します。
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長
- 事務局長 2 月 2 7 日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初は、中標津町議会 3 月定例会であります。

3 月 5 日から 1 5 日までの日程で開催され、平成 2 3 年度補正予算、行政報告、施政方針、一般質問、平成 2 4 年度予算のほか条例改正等について審議し、可決決定されております。

本会議が開催された 5 日、6 日、1 5 日に会長が出席しております。

次に、3 月 7 日、札幌市において北海道農業者年金協議会理事会が開催され、「農業者年金制度の改正・改善の状況、市町村農業者年金協議会の参画促進、平成 2 3 年度北海道農業者年金協議会の事業実施状況等が協議されております。

安田会長が理事として出席しております。

次に、本年 4 月 1 日より中標津町が権限移譲を受ける「農地法に基づく農地転用の許可事務」に係る事務委任の同意についての協議を、3 月 1 5 日に町長と会長が行っております。

最後に、3 月 1 7 日ホテルマルエー温泉におきまして、中標津町農業委員 O B 会が O B 1 5 名の出席により開催されております。

会長職務代理、事務局長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議 長 以上で会務報告を終わります。

日程 3、議案第 3 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 1 2 番小沼です。

議案第 3 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1 . 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸 主 中標津町字俵橋

歳 農 業

借 主 中標津町字俵橋

2 . 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	6 4 , 6 6 2	牧草畑
"		牧場	"	6 4 , 9 3 2	"
"		畑	"	9 , 3 0 1	"
"		"	"	3 0 , 7 2 5	"
"		"	"	5 , 6 4 0	"
"		"	"	1 8 , 5 3 0	"
"		"	"	8 9 , 2 5 6	"
"		山林	"	3 , 4 5 9	"
"		畑	"	2 , 6 7 1	"
"		"	"	4 8 , 3 8 2	"
"		"	"	2 8 , 5 7 1	"

		畑	畑	5,015	牧草畑
"		"	"	50,507	"
"		"	"	37,513	"
"		"	"	18,797	"
"		"	"	42,433	"
"		"	"	52,096	"
"		"	"	18,021	"
"		"	"	8,646	"
"		"	"	41,654	"
"		"	"	16,701	"
"		"	"	24,389	"
"		"	"	26,413	"
"		原野	"	3,990	"
計 24筆			畑	712,304	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に再度使用貸借するもの

借主 再度使用貸借を受け農業生産法人の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛 頭

7. 見取図 別 紙

この案件につきましては、 氏が農業生産法人に使用貸借している農地が期間満了になるため再設定し継続するもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 房川委員

房川委員 3番房川です。

議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俣落

歳 農業

借主 中標津町字俣落

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	8,183	牧草畑
"		"	"	10,374	"
"		原野	"	1,687	"
"		畑	"	48,055	"
"		牧場	採草放牧地	380	"
"		畑	畑	337	"
"		"	"	240	"
"		"	"	967	"
"		"	"	18,348	"
"		"	"	60,847	"
"		山林	"	50,711	"
"		畑	"	17,998	"
"		"	"	19,546	"
"		"	"	661	"
"		"	"	375	"
"		"	"	149,978	"
"		"	"	758	"
"		"	採草放牧地	9,960	"
"		山林	"	4,869	"
"		"	畑	76,133	"
"		"	採草放牧地	3,343	"
"		畑	畑	23,726	"
"		"	"	49,514	"
"		"	"	9,911	"
"		山林	採草放牧地	4,496	"
"		原野	"	2,109	"
"		畑	畑	145,620	"
"		"	"	1,913	"
"		原野	採草放牧地	2.9	"
"		畑	畑	2,306	"
"		原野	採草放牧地	12,554	"
"		牧場	"	21,250	"
"		原野	畑	20,115	"
"		"	採草放牧地	5,492	"
"		"	畑	7.5	"
"		牧場	採草放牧地	4,422	"
"		畑	"	1,831	"
"		"	"	36	"
"		"	"	9,632	"
"		"	畑	39,168	"
"		"	"	26,396	"
"		牧場	採草放牧地	2,522	"
"		"	"	134	"
"		"	"	1,895	"
"		"	"	4,073	"
"		"	"	815	"
"		畑	畑	15,002	"
"		"	"	211	"
"		"	"	167	"

＼		牧場	採草放牧地	1,298	＼
＼		畑	畑	85	＼
＼		＼	＼	171	＼
＼		＼	＼	485	＼
計53筆 891,109.4㎡			畑	799,995.5	
			採草放牧地	91,113.9	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に再度使用貸借するもの
借主 再度使用貸借を受け農業生産法人の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営 地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が農業生産法人に使用貸借している農地の契約期間満了になるため再設定するもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纒坂委員

纒坂委員 15番纒坂です。

金刺委員が欠席のため、代わりにご説明致します。

議案第34号(3)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字協和

歳 農業

借主 中標津町字協和

2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積(㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	19,775	牧草畑
＼		＼	＼	27,181	＼
＼		＼	＼	98,415	＼
＼		＼	＼	31,381	＼
＼		＼	＼	34,377	＼
＼		＼	＼	108,664	＼
＼		＼	＼	12,729	＼
＼		＼	＼	19,834	＼

"		"	"	6,066	"
"		"	"	1,704	"
"		"	"	10,045	"
		畑	畑	120	牧草畑
"		"	"	34	"
"		"	"	304	"
"		"	"	21,762	"
"		"	"	12,170	"
"		"	"	543	"
"		"	"	2,720	"
"		"	"	48,934	"
"		"	"	32,823	"
"		"	"	68,210	"
"		"	"	2,498	"
"		"	"	98,051	"
"		牧場	採草放牧地	37,229	"
"		"	"	83,176	"
"		畑	畑	13,108	"
"		"	"	19,394	"
"		畑	畑	29,501	"
"		"	"	105,506	"
"		"	"	90,053	"
"		牧場	採草放牧地	49,586	"
"		畑	畑	3,074	"
計32筆			畑	918,976	
			採草放牧地	169,991	
1,088,967㎡					

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に再度使用貸借するもの

借主 再度使用貸借を受け農業生産法人の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営 地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が農業生産法人に使用貸借している農地の契約期間が満了になるため再設定するもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程4、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纓坂委員

纓坂委員 15番纓坂です。

議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

申請人 中標津町字西竹

2. 許可を受けようとする土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	50,415 の内 15,800	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・黒墨・土 採取の為

4. 転用期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日

5. 採取量 砂利 6,769 m³

黒墨 12,369 m³

土 7,874 m³

6. 最大切深 9.7 m

7. 見取図 別 紙

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものであります。

氏の4条申請による砂利等採取については、平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることで転用は止むを得ないものと判断致しました。

なお、昨年許可された完了届の添付写真が降雪後だったため、採取前に現地で確認してから施工することを振興局、業者と協議済でございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり、北海道知事宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程5、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

上程になりました、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」
 (1)(2)について一括説明致します。

申請地は隣接する一団地で、所有者が2名にまたがる為、それぞれから申請書が出されたものです。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町東

借主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	16,220の内 16,217	
"		牧場	"	33,417の内 1,582	
計 2 筆			畑	17,799	

3. 許可を受けようとする事由 土砂採取のため

4. 転用の期間 平成24年5月1日から平成25年4月30日まで

5. 権利の種類 使用貸借権

6. 採取量 砂 21,612m³

7. 最大切深 10.96m

8. 見取図 別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字俵橋

借主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	49,843の内 1,978	

3. 許可を受けようとする事由 土砂採取のため

4. 転用の期間 平成24年5月1日から平成25年4月30日まで

5. 権利の種類 使用貸借権

6. 採取量 砂 1,050m³

7. 最大切深 8.7m

8. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては土砂採取のため申請があったもので、申請地につい

ては、平成19年から着手され継続的に土砂採取されている一部であり、5条申請面積については(1)と(2)の合計で19,777㎡となっており、今回の申請で一団地として完了する見込みです。

資源採取のための申請であり、採取後においては平坦な農地として利用が可能になることから、転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかりいたします。
本案は原案のとおり、北海道知事宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、送付致します。
日程6、議案第37号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

上程になりました、議案第37号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町字俵橋

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	8,084	農業施設用地

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は約37haの1筆地となっている農地を精査し、宅地や施設用地として使用している部分を分筆して地目を整理するものであります。

現在も宅地・農業用施設用地として利用されているところで、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
(「ありません」 の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 7、報告第 2 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」を
議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 2 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」事務局より
ご説明致します。
議案の 5 5 ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字豊岡
借主 中標津町字豊岡
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (m ²)	備考
		畑	93,403	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
5. 合意解約成立の日 平成 2 4 年 3 月 2 日
6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第 3 8 号 (1) に関連するもので、 氏より申し出が
あり、現在賃貸借中の農地を期間内解約するものであります。
以上です。

議長 以上で報告を終わります。
日程 8、議案第 3 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用
集積計画の決定について」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員

櫻坂委員 1 5 番櫻坂です。
議案第 3 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画

の決定について」(1)について、ご説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字豊岡

歳 無職

借主 中標津町字協和

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	93,403	畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの(賃借人の変更)

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 314,500円

7. 資金調達方法 自己資金 314,500円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営		地計 m ²	家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²		
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、平成22年4月から賃貸借していた 氏から解約の申し出があり、合意解約が成立したため地域調整において協議をした結果、近隣農家の 氏に賃貸借するものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 1番中村です。

議案第38号(2)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	65,634	牧草畑
		"	"	32,780	"
計 2 筆			畑	98,414	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 442,800円

7. 資金調達方法 自己資金 442,800円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 2番笠原です。

議案第38号(3)から(10)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,304の内 50,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 28,750円
 7. 資金調達方法 自己資金 28,750円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	51,197の内 50,000	牧草畑
"		"	"	54,119の内 27,000	"
計 2 筆			畑	77,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 44,275円

7. 資金調達方法 自己資金 44,275円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
					牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,345の内 49,000	牧草畑
"		"	"	109,271の内 77,000	"
計 2 筆			畑	126,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 72,450円
 7. 資金調達方法 自己資金 72,450円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,812 の内 48,000	牧草畑
"		"	"	109,271 の内 3,000	"
"		"	"	54,119 の内 27,000	"
計 3 筆			畑	78,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 44,850円

7. 資金調達方法 自己資金 44,850円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町青葉台

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	67,662 の内 67,000	牧草畑
"		"	"	109,271 の内 29,000	"
計 2 筆			畑	96,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 6. 価格 年 55,200円
 7. 資金調達方法 自己資金 55,200円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町丸山
 借主 中標津町字俣落

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	76,352 の内 76,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 6. 価格 年 43,700円
 7. 資金調達方法 自己資金 43,700円
 8. 借主の経営状況

構成員	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町丸山
 借主 中標津町字俣落 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	23,575 の内 23,500	牧草畑
"		"	"	32,749 の内 32,500	"
計 2 筆			畑	56,000	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 32,200円
 7. 資金調達方法 自己資金 32,200円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(1 0)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	41,234の内 41,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 23,575円

7. 資金調達方法 自己資金 23,575円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

以上8件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い、再設定するものがあります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(10)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(11)から(19)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第38号(11)から(19)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	482,353 の内 65,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 130,000円

7. 資金調達方法 自己資金 130,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	482,353 の内 47,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 94,000円

7. 資金調達方法 自己資金 94,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		

		畑	畑	482,353 の内 68,000	牧草畑
--	--	---	---	----------------------	-----

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 136,000円

7. 資金調達方法 自己資金 136,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	600,097 の内 52,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 104,000円

7. 資金調達方法 自己資金 104,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				乳牛 肉牛

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	600,097 の内 143,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 6. 価格 年 286,000円
 7. 資金調達方法 自己資金 286,000円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(1 6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	192,274 の内 77,000	牧草畑
"		"	"	899,045 の内 80,000	"
計 2 筆			畑	157,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 202,000円

7. 資金調達方法 自己資金 202,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(1 7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俵橋

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	192,274 の内 82,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 164,000円
 7. 資金調達方法 自己資金 164,000円
 8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛 頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別 紙

(1 8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸 主 中標津町丸山

借 主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	482,353 の内 134,000	牧草畑
"		"	"	600,097 の内 152,000	"
計 2 筆			畑	286,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸 主 期間満了により再設定するもの

借 主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期 間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

6. 価 格 年 572,000円

7. 資金調達方法 自己資金 572,000円

8. 借主の経営状況

家 族	農従者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛 頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別 紙

(1 9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸 主 中標津町丸山

借 主 中標津町字依橋

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	482,353 の内 77,000	牧草畑
"		"	"	600,097 の内 159,000	"
計 2 筆			畑	236,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 472,000円

7. 資金調達方法 自己資金 472,000円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛 頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

本案件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものがあります。なお、昨年まで貸借していた 氏から契約を継続しない申し出がありましたので、その農地8.5haにつきましては、地域調整協議をした結果、隣接地を貸借している 氏が一団の土地で借りることに決定しました。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(11)から(19)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程9、議案第39号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」を上程致します。
 提案内容を事務局から説明願います。
 (挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました議案第39号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」の提案理由の説明を申し上げます
 地方自治法第180条の2の規定に基づく、町長からの事務委任に対する同意について承認を求めるものでございます。
 中標津町が、本年4月1日北海道からの権限移譲により担うこととなる農地法に基づく2ha以下の農地等の転用の許可等の事務について、農地行政の一元化等の目的から農業委員会に事務委任されるものでございます。

議案書の47ページをお開きください。

委任される事務の内容でございます。農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（許可に係る土地が2以上の市町村の区域のわたるものを除く）であります。

- 1 法第4条の規定による農地の転用の許可
- 2 法第4条の準用により行う第4条第3項の規定による国又は都道府県との協議
- 3 法第5条の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動の許可
- 4 法第5条の準用により行う第4条第3項の規定による国又は都道府県との協議

なお、1から4はいずれも同一の事業の目的に供するための面積が2haを超える場合を除くものであります。

5以降は1から4の事務に係る事務でございます。

- 5 法第49条第1項の規定による立入調査等
- 6 法第49条第3項の規定による立入調査等の通知
- 7 法第49条第5項の規定による損失の補償
- 8 法第50条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取
- 9 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分等
- 10 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の代執行等
- 11 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること

でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程10、議案第40号「中標津町農業委員会会長専決規程の一部改正について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました議案第40号「中標津町農業委員会会長専決規程の一部改正について」提案理由のご説明を申し上げます。
先の議案第39号により承認をいただき、4月1日から事務委任により担うこととなります農地法に基づきます、農地等の転用の許可又は転用のための権利移動の許可等についての事務処理方法でございます。

同事務の許可等は法により、あらかじめ都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可申請を受理し農業委員会総会に諮り許可相当と認めた場合、農業会議に諮問し農業会議の常任議員会議で審議のうえ許可相当の答申を受けた後に許可となるものであり、農業会議の答申ののち速やかに許可を行うため、次期総会に諮ること無く、会長の専決により許可しようとするものであります。

議案書の50ページをお開きください。

中標津町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程でございます。

第1条第2号中第20条を第4条、第5条及び第18条に改めるものでございます。

附則としまして「この規程は、平成24年4月1日から施行するものであります。

51ページをお開きください。

新旧対照表であります。下線が改正部分です。

改正前の第20条が第4条、第5条及び第18条となるものであり、第20条が第18条となっているのは、平成21年の農地法改正により既に変更となっていたものを今回あわせて改正するものであります。

なお、専決により許可したものは次の総会において報告するとなっております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程11、議案第41号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました議案第41号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について」提案理由のご説明申し上げます。

議案書の53ページをお開きください。

平成21年12月施行の改正農地法により、個々の農業委員会で下限の面積を設定できるものであり、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、平成24年度の下限面積の設定については、次の2つの理由により面積の修正の必要はなく、現行の下限面積2haの変更は行わないとするものであります。

(1)の理由として、2010農林業センサスで管内の農家で2ha未満の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね4割を下回っていること。

(2)の理由として、管内の耕作放棄地率は1%以下と低い状況であることとさせていただきます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、報告第24号「農地法第3条の規定による申請許可に対する専決処分について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第24号「農地法第3条の規定による申請許可に対する専決処分について」事務局よりご説明致します。議案の60ページをお開きください。

去る2月17日に釧路地方裁判所より通知があり、計6件の最高価買受申出人が次のとおり決定、2月23日付で農地法第3条の許可をしておりますので、ご報告致します。

なお、最高価買受申出人と落札価格のみ読み上げ、他は記載のとおりですので省略致します。

(1)最高価買受申出人、中標津町字武佐、 、価格、11,031,000円。

(2)最高価買受申出人、中標津町字武佐、 、価格、6,072,000円。

(3)最高価買受申出人、中標津町字武佐、 、価格、5,755,000円。

(4)最高価買受申出人、中標津町字武佐、 、価格、8,000,000円。

(5)最高価買受申出人、中標津町字武佐、 、
、価格、14,044,000円。

(6)最高価買受申出人、中標津町字武佐、 、価格、6,434,000円。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。
日程13、報告第22号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 事務局長

事務局長 報告第22号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」
ご報告致します。57ページをお開きください。

23年度分でございます。

平成24年2月24日以降受理した報告書でございます、
法人であります。

ほか3

3法人とも農業生産法人要件の全てを満たしているものであります。

以上で報告の説明とさせていただきます。

議長 以上で報告を終わります。

日程14、報告第23号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第23号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご報告致します。
議案の59ページをお開きください。

今回については、平成23年6月10日付から平成24年1月11日付で、認定の
あった者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。

新規認定者6名、再認定者2名、計画認定変更者1名となっています。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第8回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 14時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月22日

会 長 _____

15番 _____

18番 _____